居宅介護等サービス　重要事項説明書

令和６年４月１日現在

1　事業者（法人）の概要

事業者名	社会福祉法人　大仙市社会福祉協議会
所 在 地	秋田県大仙市大曲通町１番 14 号　（大仙市健康福祉会館 3Ｆ）
電話・FAX	電話　０１８７－６３－０２７７　FAX　０１８７－６２－８００８
代表者職氏名	会　長　　佐　藤　　力
設立年月日	平成１７年３月２２日

2　事業所の概要

事業所名	大仙市社会福祉協議会指定訪問介護事業所
所 在 地	秋田県大仙市大曲通町１番 14 号　（大仙市健康福祉会館 3Ｆ）
電話・FAX	電話　０１８７－６３－８９１１　FAX　０１８７－６２－８００８
管理者職氏名	上田　富喜子（訪問介護員兼務）
指定事業所番号	秋田県　０５１１２００４６１
指定年月日	居宅介護・重度訪問介護　平成１８年１０月１日
	同行援護　平成２３年１０月１日
事業実施地域	大仙市内
事業の目的	社会福祉法人大仙市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）が設置する大仙市社会福祉協議会指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）、重度訪問介護（以下「指定重度訪問介護」という。）及び同行援護（以下「指定同行援護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護（以下「指定居宅介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障がい児及び障がい児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定居宅介護等の提供を確保することを目的とします。
運営方針	①　事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとします。 ②　指定居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努めるものとします。 ③　指定居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとします。 ④　前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年秋田県条例第 66 号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定居宅介護等を実施するものとします。

3　事業所の職員体制

職　種	職　務　内　容	人　員
管理者	従業者及び業務の一元的管理及び指揮命令	常勤　１名（兼務）
サービス提供責任者	①　居宅介護計画、重度訪問介護計画及び同行援護計画（以下「居宅介護等計画」という。）の作成 ②　利用の申込みに係る調整 ③　従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理	常勤　３名以上 （同行援護２名）
従業者	①　居宅介護等計画に基づき、居宅介護等サービスを提供 ②　サービス提供後、サービスの提供日、内容、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告	常勤　１５名以上 （同行援護７名） 非常勤　１５名以上

4　営業日及び営業時間

（1）営 業 日　毎週月曜日から金曜日までとし、国民の祝日と１２月２９日から１月３日までについては休業日となります。ただし、利用者の要請で会長が認めた場合はこの限りではありません。

（2）営業時間　午前８：３０～午後５：１５までとなります。ただし、利用者の要請で会長が認めた場合はこの限りではありません。

5　居宅介護等計画とサービス内容

【居宅介護等計画】

当事業所では、次のサービス内容から居宅介護等計画を定めて、サービスを提供します。居宅介護等計画は、市が決定した支給量と利用者等の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。居宅介護等計画は利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者等の申し出により、いつでも見直すことができます。

【サービス内容】

Ⅰ　居宅介護（身体障がい者、知的障がい者、障がい児、精神障がい者、難病等対象者へのサービス提供）

①　身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排せつ、食事などの介助を行います。）
　○入浴介助・清拭　○排せつ介助　○食事介助　○衣服の着脱の介助　○その他必要な身体介護

②　家事援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。）
　○調理　○洗濯　○掃除　○買い物　○その他関係機関への連絡など必要な家事

③　通院等介助（身体介護を伴う場合及び身体介護を伴わない場合）
　○通院等又は官公署並びに相談支援事業所への移動（公的手続き又は障害福祉サービスの利用に係る相談で利用する場合に限る）のための屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助

Ⅱ　重度訪問介護（重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする身体障がい者、障がい児、難病等対象者に居宅においてサービス提供）○身体介護、家事援助等生活全般の支援

Ⅲ　同行援護（視覚障がいを有する身体障がい者、障がい児、難病等対象者へのサービス提供）
　○移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）
　○移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
　○排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

※　その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

6　介護給付費支給対象サービスに係る利用料（別紙１）及び利用者負担額

（1）サービス利用料について､指定居宅介護等サービスに要した総費用額の１割が利用者負担となります｡但し、市町村が定める利用者負担上限月額を限度とします。

（2）従業者が通常のサービス提供地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合や外出介助、通院介助における交通費等は、その実費を請求させていただきます。

（3）利用者負担額及び実費負担額は、１ヵ月ごとに計算してご請求しますので、翌月２５日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

①　原則として、利用者指定口座から月１回の自動引き落とし
・利用できる金融機関：ゆうちょ銀行、秋田銀行、北都銀行、羽後信用金庫、JA 秋田おばこ

②　振込依頼書による事業者指定口座への振り込み
・利用できる指定金融機関：秋田銀行、北都銀行、羽後信用金庫、JA 秋田おばこ

③　上記によりがたい場合は現金でのお支払い等ご相談に応じます。

7　緊急時及び事故発生時における対応

（1）現に指定居宅介護等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに利用者の主治医へ連絡を行う等の必要な措置を講じます。なお、主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

（2）指定居宅介護等の提供により事故が発生した場合は、秋田県、大仙市、利用者の家族、利用者に係る障害福祉サービス事業者に連絡するとともに、当該事故の状況及び取った処置について、当該従業者が記録します。

（3）指定居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。
① 保険会社名　あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
② 保険名　介護保険　社会福祉事業者総合保険
③ 補償の概要　賠償責任（身体）１人最高 5,000 万円　／（財物）１事故あたり最高 500 万円

8　サービスの利用に関する留意事項
（1）実際のサービス提供にあたっては、担当の従業者を固定することはできませんので、複数の従業者が交替してサービスを提供することになります。また、利用者から特定の従業者を指名することは、人員や就業実態の関係上できませんが、お気づきの点やご要望がありましたら、遠慮なく当事業所へご相談下さい。
（2）利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、サービスを提供しますが、サービスに必要な水道、ガス、電気等に係る備品等については、無償で使用させていただきます。
（3）受給者証の記載内容に変更があった場合は速やかに事業者にお知らせ下さい。
（4）実施したサービス内容の記録は、利用者に確認いただき、サービス提供日から５年間は保存します。内容についてご意見があれば、いつでも当事業所へ申し出下さい。
（5）従業者のサービス提供にあたっては、次に該当する行為は行いませんのでご理解下さい。
① 医療行為
② 利用者又は家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
③ 利用者又は家族等からの金銭、物品、飲食の授受
④ 利用者の家族等に対するサービスの提供（利用者の居室以外の居室、庭等の掃除、植物の水やり等）
⑤ 大掃除など利用者の日常生活の範囲を超えたサービス
⑥ 飲酒、喫煙及び飲食（外出等の介護に伴う場合、利用者の同意を得て一緒に飲食を行う場合は除く）
⑦ 利用者又は家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他の迷惑行為

9　虐待の防止及び身体拘束等の適正化について
（1）事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。
（2）事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
（3）事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止及び身体拘束等の適正化（以下「虐待防止等」という。）のために、下記の対策を講じます。
① 虐待防止等のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知します。
② 従業者に対し、虐待防止等のための研修を定期的に実施します。
③ 虐待防止等のための指針を整備しています。
④ 虐待防止等に関する責任者を選定しています。
⑤ 苦情解決体制を整備しています。
⑥ 成年後見制度の利用を支援します。

虐待防止等に関する責任者	管理者 上田 富喜子

10　秘密の保持と個人情報の保護について
事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族等の秘密を正当な理由もなく、第三者に漏らしません。
事業所は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者と雇用契約の内容とします。

11　相談窓口、苦情の対応
（1）サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

大仙市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	秋田県大仙市大曲通町１番１４号 苦情解決責任者　上田　富喜子 電話　０１８７－６３－８９１１　FAX　６２－８００８
大仙市役所社会福祉課 障がい者支援班	秋田県大仙市大曲花園町１番１号 電話　０１８７－６３－１１１１　FAX　６３－８８１１
秋田県運営適正化委員会 (秋田県福祉ｻｰﾋﾞｽ相談支援ｾﾝﾀｰ)	秋田県秋田市旭北栄町１番５号（秋田県社会福祉会館内） 電話　０１８－８６４－２７２６　FAX　８６４－２７０２

（2）苦情処理を円滑かつ迅速に行うための処理体制・手順は次のとおりです。
① 苦情処理台帳に記入。
② 苦情についての調査を行い事実の確認を行う。
③ 苦情処理方法を記載し、管理者の決裁を得る。

④　苦情処理については、関係者の連携を行う。
⑤　苦情処理の状況及び改善方法について利用者に報告、確認を行う。
⑥　苦情処理は原則として１日以内に行うこととする。
⑦　苦情処理についての成果等を台帳に記載する。

１２　感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底します。
②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

１３　業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。さらに定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

１４　第三者による評価の実施状況　　第三者による評価は実施しておりません。

１５　サービス提供開始予定年月日　　①指定居宅介護　②指定重度訪問介護　③指定同行援護

＿＿＿＿の提供開始予定年月日	令和　　年　　月　　日（　　）
＿＿＿＿の提供開始予定年月日	令和　　年　　月　　日（　　）

令和　　年　　月　　日

指定居宅介護等の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者　所在地　秋田県大仙市大曲通町１番１４号
名　称　社会福祉法人 大仙市社会福祉協議会
代表者　　会　長　　佐　藤　　力　　印

説明者　所属　　介護ステーション

職・氏名　サービス提供責任者　　印

私は、本書面に基づいて事業者から指定居宅介護等の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者　住所　秋田県大仙市

氏名　　印

電話

（代理人）　住所

氏名　　印　（続柄：　　）

電話

別紙 １　　サービス利用料（令和７年４月１日現在）

○居宅介護

サービス種別	時　　間	基本利用料金
居宅における身体介護 及び 通院等介助 （身体介護を伴う場合）	３０分未満	２，５６０円
	３０分以上１時間未満	４，０４０円
	１時間以上１時間３０分未満	５，８７０円
	１時間３０分以上２時間未満	６，６９０円
	２時間以上２時間３０分未満	７，５４０円
	２時間３０分３時間未満	８，３７０円
	３時間以上	９，２１０円
	以後３０分増すごとに	＋　８３０円
家事援助	３０分未満	１，０６０円
	３０分以上４５分未満	１，５３０円
	４５分以上１時間未満	１，９７０円
	１時間以上１時間１５分未満	２，３９０円
	１時間１５分以上１時間３０分未満	２，７５０円
	１時間３０分以上	３，１１０円
	以後１５分増すごとに	＋　３５０円
通院等介助 （身体介護を伴わない場合）	３０分未満	１，０６０円
	３０分以上１時間未満	１，９７０円
	１時間以上１時間３０分未満	２，７５０円
	１時間３０分以上	３，４５０円
	以後３０分増すごとに	＋　６９０円

加算
・特定事業所加算Ⅱ　１０％
・福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ　３４．７％

○重度訪問介護

時　　間	基本利用料金	時　　間	基本利用料金
１時間未満	１，８６０円	３時間３０分以上４時間未満	７，３６０円
１時間以上１時間３０分未満	２，７７０円	４時間以上８時間未満 （３０分増すごとに）	８，２１０円 ＋　８５０円
１時間３０分以上２時間未満	３，６９０円	８時間以上１２時間未満 （３０分増すごとに）	１５，０５０円 ＋　８５０円
２時間以上２時間３０分未満	４，６１０円	１２時間以上１６時間未満 （３０分増すごとに）	２１，８４０円 ＋　８１０円
２時間３０分以上３時間未満	５，５３０円	１６時間以上２０時間未満 （３０分増すごとに）	２８，３４０円 ＋　８６０円
３時間以上３時間３０分未満	６，４４０円	２０時間以上２４時間未満 （３０分増すごとに）	３５，２００円 ＋　８００円

加算
・重度障害者等の方　　１５％
・障害支援区分６に該当する方　　８．５％

○同行援護

サービス種別	時　　間	基本利用料金
同行援護	３０分未満	１，９１０円
	３０分以上１時間未満	３，０２０円
	１時間以上１時間３０分未満	４，３６０円
	１時間３０分以上２時間未満	５，０１０円
	２時間以上２時間３０分未満	５，６６０円
	２時間３０分３時間未満	６，３２０円
	３時間以上	６，９７０円
	以後３０分増すごとに	＋　６６０円

加算
・特定事業所加算Ⅱ　　１０％
・障害支援区分３に該当する方　　２０％
・障害支援区分４以上に該当する方　４０％
・福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ　３４．７％

※１）上記全サービス共通で、下記料金が加算されます。
・早朝（　６時００分～　８時００分）夜間（１８時００分～２２時００分）上記金額に２５％増し
・深夜（２２時００分～　６時００分）　上記金額に５０％増し
・特別地域加算　　１５％
・初回加算　　２，０００円
・緊急時対応加算　　１，０００円
・利用者負担上限額管理加算　１，５００円

※２）福祉・介護職員等処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

※３）特定事業所加算Ⅱは、介護福祉士等の人材を確保し、質の高いサービスを提供するための体制を構築している事業所を評価する加算です。